

# 社会福祉法人東京聖労院 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備のため、次のように行動計画を作成する

1 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年の間

2 課題

課題1 管理職を目指す職員が少ない。

3 目標

管理職（課長級以上）に占める女性割合を30%以上にする。

4 取組内容と実施時期

取組1

女性職員を対象とした管理職に対する正しい理解と必要な資質・能力のあり方を学ぶ研修を実施する。

対策

- 令和6年8月～ 法人全体の女性管理職職員の合同ミーティングの実施
- 令和6年8月～ 管理職へのキャリアアップを支援する研修の実施

取組2

多様な働き方ができる環境を整えるため、各拠点職員の就業状況を把握し法人にあった取組を検討する。

対策

- 令和6年8月～ 各拠点の管理職・指導職・一般職の就業状況把握（面談等）  
※仕事とプライベートのバランスはとれているか等
- 令和6年8月～ ヒヤリング・アンケート結果に基づき、法人にあった取組を検討する。